|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 住 宅 用 家 屋 証 明 書 | | | | |
| 租税特別措置法施行令 | | 1. 第41条   特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外   1. 新築されたもの 2. 建築後使用されたことのないもの   特定認定長期優良住宅   1. 新築されたもの 2. 建築後使用されたことのないもの   認定低炭素住宅   1. 新築されたもの 2. 建築後使用されたことのないもの | | |
| 1. 第42条第１項(建築後使用されたことのあるもの)   （a）第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋  で宅地建物取引業者から取得したもの  （b）（a）以外 | | |
| の規定に基づき、下記の家屋　　　　　年　　月　　日 　(ﾊ)新築　　　がこの規定に  (ﾆ)取得  該当するものである旨を証明します。 | | | | |
|  | 申請者の住所 | |  |  |
| 申請者の氏名 | | 持分（　　　／　　　） |
| 申請者の氏名 （共有の場合） | | 持分（　　　／　　　） |
| 申請者の氏名 （共有の場合） | | 持分（　　　／　　　） |
| 家屋の所在地  （家屋番号） | |  |
| 取得の原因  （移転登記の場合） | | 売　買　　　　・　　　　競　落 |
| **※共有の場合は構成員全ての方の氏名を記入してください。**  令和　　　年　　　月　　　日  長野県塩尻市長　　　　　百　瀬　　　敬 | | |